

1 学校教育目標

心ゆたかで たくましく生きる 児童の育成

2 基本方針

児童の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として、運動部活動を位置付け、スポーツに自主的・自発的に親しむ活動をととして、児童の個性や能力の伸長を図る。

3 運動部活動の意義

運動部活動は、児童がスポーツに親しみ、自らの個性や能力の伸長を図るとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に役立つ。

- (1) 自主性、協調性、責任感、連帯感等を育成する。
- (2) 努力による達成感や充実感を味わわせることで、意欲や自己肯定感を高める。
- (3) 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と触れ合うことにより、幅広い人間関係を形成する。

4 参加対象児童

3～6年生の希望する児童で保護者の承諾を得た者

5 活動計画の作成

- (1) 運動部活動指導者は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、校長の決裁を受ける。決裁後、所属児童を通じて保護者に配付する。
- (2) 大会等で活動計画が、基準とする活動時間及び休養日に準ずることができない場合は、児童の負担過重にならない範囲で、管理職に活動計画を申し出、校長の許可を得る。

6 適切な指導の実施

(1) 安全・安心な活動

- ① 校長及び課外クラブ指導者は、児童の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 大会等での成績のみを重視して過重な練習を強いることのないようにし、児童の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた活動を行う。

(2) 効果的な指導

- ① 課外クラブ指導者は、科学的な見地から休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うように努める。また、児童の体力や技能の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるように児童とのコミュニケーションを十分に図り、児童の活動意欲を持続させ、高める指導の工夫に努める。

7 活動時間

(1) 平日

1日の活動時間（練習時間）は2時間程度とする。朝練習を原則なくし、放課後のみの活動とする。

(2) 学校休業日

活動時間（練習時間）は3時間程度とする。ただし、大会等を除く。

(3) 長期休業中

活動時間を勤務時間内に設定し、学期中に準ずる。

8 休養日

(1) 学期中

- ① 週当たり2日以上の休養を設ける。

- ・平日で1日以上
- ・土曜日及び日曜日で1日以上

※大会等で、土曜日及び日曜日に2日続けて活動した場合には、その前後の週において、平日の練習回数を1回減らす等の配慮を行う。

(2) 長期休業中

- ① 取扱は学期中に準ずる。
- ② 児童が課外活動以外にも多様な活動ができるように長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・夏季休業中は1週間以上（学校閉庁日も含む）
 - ・冬季休業中は1週間程度

(3) 学校行事等で実施しない日

- ① 振替休業日
- ② 千教研船橋支会研修日、市教育研究大会日
- ③ 就学時健診日
- ④ 年末・年始の閉庁期間
- ⑤ 学校行事等により事前に活動ができないと判断された日

9 保護者との連携・協力

設置運動部は教育課程外の活動であることから、保護者の理解と協力を仰いで取組を充実させることが必要である。そのために以下の事項について、保護者の協力を得られるように努める。

- (1) 大会等の会場への児童の引率
- (2) 指導者からの連絡伝達

10 その他

国の示す「部活動の地域移行」の方針に従い、教員の人事異動等により部活動としての運営が難しくなる場合には、社会体育への移行を検討していく。

【参考】

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和4年12月 スポーツ庁

「船橋市運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30年12月 船橋市教育委員会